

令和5年度 第2回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日時	令和5年8月25日（金）午後1時30分～午後4時20分
場所	四街道市企業庁舎 2階会議室
出席委員	太田委員 住田委員 下里委員 高野委員 三好委員 清水委員 瀬藤委員 田汲委員
欠席委員	加藤委員 成田委員
事務局出席者	森田上下水道部長 伊藤上下水道部副参事 花島経營業務課長 島津水道課長 松尾課長補佐 梅澤係長 吉武係長 菅谷係長 穴倉主任主事 加藤主事
傍聴人	3名

～会議次第～

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - ①水道事業の経営について
 - ②水道料金について
4. その他
5. 閉会

○会議の概要

- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室（3名）

○前回会議における質問への説明

太田会長：前回の会議で清水委員からご要望がありました件につきまして、資料に沿ってご説明いたします。

≪太田会長：資料「水道料金の考え方について」の内容説明≫

○議題

太田会長：議題①水道事業の経営について、事務局からご説明ください。

≪事務局より、参考①「いま知りたい水道」及び資料①「水道事業の経営について」内容説明≫

太田会長：事務局の説明についてご質問ご意見があればお願いします。

田汲委員：長期前受金や減価償却費について質問。

太田会長・事務局：非現金性の科目であること、耐用年数に応じて発生する旨を説明。

田汲委員：起債について、銀行の借金と起債では、同じ金額の場合にどちらの利息が高くなるのか。

事務局：一番の特徴は、銀行は基本的に長期の資金の貸出を企業向けにしないため、大体10年未満になります。その一方で、水道管は40年から50年、それ以上に使えるものなので、長期で借金を返済していきたいことから財政融資等の国の融資を使っています。また、国も銀行も現在の利率は1.4%程度で条件はあまり変わりません。

田汲委員：10年で返済し、再度お金を借りればよいのでは。

事務局：10年で返済した方が利息の総額が小さくなりますが、借りた目的の資産が水道管の場合、40年50年以上使うものを10年で返済するということは、水道管をまだ利用できるのに10年で返さなければいけないということになります。

基本は、更新事業のために借りるのであれば、その更新する施設を使える年数が返済年数の標準とするのが基本的な考え方になります。

田汲委員：今回の期間は何年なのか。

事務局：今回は40年で見込んでいます。

田汲委員：そんなに長く払うのか。

事務局：現在の水道管は、100年くらい使えるような水道管もあり、つまり投資をしたお金のリターンが100年に分けて帰ってくるため、返済をできるだけ長くしたい。返していく期間が短ければ短いほど、その間の資金繰りが苦しくなってしまいます。

清水委員：資料5ページの表の中で受水費が令和3年から増えており、今現在、奈良俣ダムと八ッ場ダムが完成し、霞ヶ浦導水事業も継続中という状況だが、四街道市は最終的にそれぞれから何立方メートルを受水する計画になっているのか。

事務局：水量の内訳ですが、令和12年度では、受水量の総量を13,300 m³と見込んでいます。それに対して四街道市の水利権としては15,000 m³程ありますが、各市町村に、どこからどれだけの水量がいくのかは厳密に決まっておらず、総量しかお示しできないということになります。

清水委員：奈良俣と八ッ場は既に出来ているのだから、決まっているのでは。

事務局：奈良侯と八ッ場についても、出資の割合による責任水量割合というパーセンテージは示されていますが、水利権総量という全体の水量だけが定まっていることから、個別の水量というのは決められていない構造になっています。

清水委員：おそらく今まで2,500 m³は奈良侯から受けていたと思うが、ずっと2,500 m³は変わっていない。つまりそれは奈良侯について四街道市が持っている権利が2,500 m³だと考えていいのではないか。また、八ッ場ダムを受けるときの施設がまだ完成していないものもあるため、暫定的なのかもしれないが、八ッ場ダムからの受水量が決まっていないとは理解できない。

事務局：水利権というものは、市が受水をすることができる最大の権利を買っているもので、奈良侯と八ッ場と霞ヶ浦のそれぞれの割合は近く、全体で15,000 m³あるうちの大体5,000 m³ずつと考えていただくとよろしいかと思います。そのため、既に奈良侯だけでも5,000 m³の水利権自体を持っていますが、令和3年度、4年度は4,000 m³を受水しています。現在は八ッ場まで完成しており、1万m³程度の受水は可能ですが、八ッ場ダム見合いの分の水量を受水するには混合井や送水管といった施設整備が必要なことから、今現在は4,000 m³しか受けていないという状況です。

清水委員：9ページの重要給水施設管路には国庫補助金が付くと書かれているが、補助率はどのくらいか。また、この配水管の内訳として、重要給水施設管路はどのくらいを占めているのか教えてほしい。

事務局：補助金は4年間で約5億4千万程度の予定で、補助率は1/4の1億3,000万程度を予定しております。

太田会長：具体的な内訳などはわかりますか。

事務局：延長は1.2kmを予定しております。令和7年度210m、8年度約190m、9年度約90m、10年度及び11年度は170m、12年度130m、13年度及び14年度は約140mで、合わせて概ね1.2kmとなっております。

清水委員：霞ヶ浦導水はまだ建設中とのことだが、資本的支出の中で建設費の負担金は出していないが、お金はどこから出すのか。

事務局：霞ヶ浦の出資、いわゆる負担金については、水道事業ではなく一般会計の政策的な経費として出資金をお支払いしておりますので、我々の水道事業の経費にはなりません。

住田副会長：資料①の7ページで、令和8年度と12年度に受水量が増えるので受水費が上がり、この時に暫定井が廃止になるということだが、廃止により下がる費用を見込んでいるのか。

事務局：まずは薬品費です。地下水を浄水するための薬品費として年間3,000万円程かかっているものが半分弱は削減され、経費が1,000万円程度減少します。営業費用としてはその他の影響はあまりありませんが、資金面で一番大きなところは、暫定井の廃止により老朽化する設備の更新がなくなることです。これに関しては10年という形では括れませんが、20年30年というスパンで見ると、導水管や井戸の計測設備、計器類などのすべてを含めると、30億円弱くらいの更新事業費が不要となります。

住田副会長：支払利息というのは企業債の利息の支払の分というところでしたけど、この計画の中では利息というのは何%くらいを見込んでいますか。

事務局：令和4年度の起債実績は1.4%で、計画では1.5%としています。

清水委員：代替水源の確保により暫定井戸を廃止するというところで、暫定井戸の更新というのは、単年度ごとで更新となるのか。更新時期との関係で、例えば代替水源として奈良俣も八ッ場も出来ているという、四街道市の暫定井戸は何年にどれを廃止するのかというロードマップは作ってあるのか。

事務局：暫定井戸につきましてはまずは量的な削減をしてみたいです。令和6年度にすべての暫定井戸を廃止するわけではなく、それぞれの井戸から汲み上げる量を削減することになります。令和6年度に1,900 m³削減し、令和8年度に2,450 m³、令和12年度に残り9,550 m³削減し、合計で13,900 m³削減していくこととなります。そのため、令和6年度に完全に廃止してしまう井戸は無く、量を減らしていくという形での削減になります。

また、県からの井戸の許可自体は5年刻みで更新になります。ただ今回に関しては、受水を増やせる段階で直ちに暫定井を廃止する約束になっていますので、更新年限は関係なく、受水できる施設が整備できた段階で廃止することになり、更新年限が切れるから止めるのではなく、四街道市の持っている暫定井戸のどれでもいいので、受水できるようになった水量分は、井戸からの汲み上げ総水量から減らさないといけないものです。

清水委員：令和6年の1,900 m³の削減というが、混合井が出来ていないから八ッ場からは受けられないのではないかと。そうすると1,900 m³というのは、奈良俣からの水を受けたから1,900 m³の削減になるという考え方でよいのか。例えば令和8年では2,450 m³減らすことになるが、令和8年には施設がどこまで出来上がっているのか。また、令和12年には一応送水管も混合井も全部出来上り、一応設備的には受けられる体制になったことから、全部の暫定井戸を止めなくてはいけないという考え方なのか。これは後に水道料金がどうなるかということにも関わりがある。例えば水の消費量が多い場合には、もう少し遅らせることができるものなのか。その場合には、井戸の使用制限がどのように影響してくるのか、ということにも関わってくるので、その辺の関係を教えてほしい。

太田会長：確認ですが、資料①7ページで、受水費の金額ベースが令和7年から8年にかなり上がり、同様に令和11年から12年も上がりますが、この裏付けは何かということによろしいですか。施設整備と受水費の増大が、どのように関連してくるのか。施設整備の進行が必要ならば、完成により可能となるけれども、ある程度裁量をもって時期を選べるのではないか。その場合は、経費の計上額を若干調整できるのではないかということですか。

事務局：初めに、第2浄水場では令和5年度に混合井が一つ完成しますので、令和6年度では受水量が4,000 m³から5,000 m³となり、1,000 m³分の受水を増やすこととなります。同様の視点でいきますと、第3浄水場では、令和6年度から7年度に混合井の整備を実施し、完成した令和8年度には受水を2,450 m³増やすこととなりますが、こちらは全量を第3浄水場で受水する訳ではなく、第2と第3でその時々々の水道の需要量に応じて割り振る予定をしています。

また、5,000 m³あるいは7,450 m³まで増えた水が、どこから来た水なのかということですが、奈良俣も八ッ場も結局は利根川に水を流れ込ませるので、そこから取水している状況は変わらないため、どこからの水なのかははっきりとは言えませんが、水利権で言えば、奈良俣は概ね5,000 m³弱ですので、5,000 m³までは奈良俣が完成した分の水利権で受水していることになりまして、5,000～10,000 m³弱の受水に関しては、八ッ場が完成した分の水利権により受水をしているということになります。

最後に、令和11年度で送水管が完成した後の令和12年度には、13,000 m³ほど受水しますので、奈良俣と八ッ場までの概ね10,000 m³の水量を超える受水量は霞ヶ浦の水利権により受水をしているものと考えられます。自由に受水する量を選べるということではなくて、施設整備が完成した段階で、基本的には可能な限り全量を受けてくださいということが、県との現状での協議となっております。

清水委員：令和8年度から11年度で送水管建設ということだが、完成が伸びた場合、県はやむを得ないと考えてもらえるのか。

事務局：はい。今回はあくまでも施設整備に伴う暫定井戸の削減というところもございますので、今後の施設整備の状況により、県に進捗状況をお伝えしながら協議となると考えております。

太田会長：確認しますが、県との協議いかんによっては、その辺のスケジュールというのが変わる可能性があるということですか。

事務局：県との協議については、市で示している予定に基づき協議をしていますので、いざ現場に入って何か支障物が出た等により工期が伸びてしまうような場合には、協議をしていくしかないということになります。

下里委員：新しい井戸を作ってはいけませんが、既存の井戸を修理して使えるものはずっと使っていくものだと私は解釈していましたが、今の話だと令和12年度には全部の井戸が使えなくなるのですか。

事務局：全部ではなく、2種類ある井戸のうち、受水するための施設整備が終わるまでは使用して良いという条件付きの井戸が使えなくなるものです。

内訳は、19本の井戸のうち10本がみなし井で、ずっと使える永久井ですが、9本は暫定井といわれるもので、代替水源が確保出来たら廃止するものです。

太田会長：10本の継続使用ができる井戸については、例えば更新や、リプレイスすることは可能ですか。

事務局：みなし井につきましては、更新といったことではなくて、これまでどおりの修繕等を行いながら使い続けていくことになります。

田汲委員：みなし井戸の関係について、第1から第3の各浄水場にどのように影響しているのかわからなかった。みなし井戸は場合によっては更新も可能なのかどうか、維持管理費や更新費用はどうなっているのか。

事務局：みなし井戸は10か所ございまして、第1浄水場系で4か所、第2、第3浄水場系でそれぞれ3か所となります。

また、みなし井戸は掘り直しや設備の更新ができないため、能力をできる限り維持するような修繕について、維持管理費の修繕費の中で見込んでおります。

田汲委員：管が腐食して取り換えが必要な場合は、1m離れた場所で新たに管を入れるということは認められるのか。

事務局：離れたところだと、新たに掘ることになるので認められません。

太田会長：再確認ですが、現在の井戸は19本あって、そのうち10本がみなし井戸で、これは掘り返したりはできないが現状維持することは可能である。その範囲は、更新は不可だが修繕は可能という。9本は暫定井戸なので、受水する条件が整った段階で使用禁止ということになる。10本は修繕などにより、なるべく長く使えるような状態を維持していく考えである。

高野委員：費用については最小のコストで最大の効果を上げるということを検討されていることを前提に二点お尋ねしたい。一つ目、資料①11ページについて。将来の収支推計により資金が不足することから、手元に10億円が常に残るように料金の見直しの検討をしたいというのが大きな目標だと思う。そこで一旦、昨年度に将来の10年間の収支を見込んだ財政計画を立てていると思うが、その際にも料金改定を一部盛り込んだ計画にされていると思う。その時も手元に10億円残るような試算をしたのかどうか。

二つ目、管路更新の過程と進捗について、やはり事務局でも少しペースが遅いという認識だったと思う。そこで、将来さらに耐震化も含めてお金がかかると思われるが、その際に、この10億円を確保する目標設定を少し増やすようなシミュレーションも予定しているのかどうか。

太田会長：それでは順番に行きましょう。1点目は、運転資金として10億円の残高確保について、前回はどのような扱いをしていたのか、お願いします。

事務局：資料①番の別紙2になります。こちらは、事務局として料金改定を見込んだ資料になりますが、赤く囲んだ資金残高のところが今の資金残高の目標になります。この段階で10億円の目標という設定はございました。ただし、令和14年度だけは、いろいろな事業が重なることや、経費が多いこともありまして、10億円を下回っていますが、基本的には10億円を下回らないように令和7年度と令和11年度に、2回の改定を見込んで作成しております。

太田会長：では2番目の管路更新率について、国では1%を目安としていますが、四街道市は0.6%ということで、今後を考えた場合に10億で足りるのかどうか。

事務局：今現在の0.6%程度の管路更新率を維持する場合は10億円の案ということになりますので、今回の受水に関する料金改定が落ち着いた段階で、更新にかかる事業費のために適正な料金水準を改めて考えていく必要があると考えています。その際は、資金残高の目標として10億円よりはもう少し上にしていかなないと資金不足が見込まれるのではと考えております。

清水委員：資料①5ページですが、給水管の漏水が令和4年度より増加傾向ということだが、管が古くなり漏水が起こる頻度が高まっているという理解でよいか。

事務局：漏水が多いのは、本管からご家庭に引いている給水管になります。水道メーターまでが市の管理となります。

太田会長：ただいま4時10分であり、2つの議題のうち、最初がまだ終わってないという状況です。ご相談ですが、次の議題②で、水道料金について具体的な説明がなされますと、いろいろとご意見も出てくると思います。今日は時間的に厳しいため、この資料②については事務局の説明を受けるだけにして、具体的な議論・審議は次回にしたいと思うのですが、事務局はいかがですか。委員の皆様についても、続けようという方が多ければ続行いたします。

田汲委員：説明だけ受けて後日質問というのはどうですか。

太田会長：資料②は今日事務局の説明を受けて、具体的な議論は次回という取り扱いにご異議が無ければ、そのようにさせていただきたいと思います。資料①について、何か言い残したことがある方はお出してください。無ければ資料②の事務局の説明に移ります。

田汲委員：資料8ページの水道管には、太い管と細い管の両方含んでいるのか。

事務局：太い管も細い管も両方入っています。6ページまでは令和4年度の実績のご紹介で、8ページは5年度以降の見込みになります。

太田会長：それでは議論も進んでまいりましたので、もしなければ資料①についてはここまでとさせていただきますと思います。ありがとうございました。それでは資料②の事務局の説明をお願いします。

《事務局より、資料②「水道料金について」 内容説明》

太田会長：ご議論、ご審議は次回ということで、今日はここまでとさせていただきますと思います。従って、本日の議題は以上でございます。最後にその他ということになりますけども、この際に何かご意見などありましたらお出してください。

それでは、よろしいですか。ここまでとさせていただきます。長時間にわたり活発なご意見ありがとうございました。

○その他

事務局より次回の審議会について説明及び終了の挨拶